

SBI証券の約款・規程集 第17章「非課税上場株式等管理、非課税累積投資及び特定非課税累積投資に関する約款」(NISA約款) 新旧対照表(2023年10月1日改定)

(下線部分変更箇所)

新(改定後)	旧(改定前)
<p style="text-align: center;">第1節 非課税口座</p> <p>(非課税口座開設届出書等の提出等)</p> <p>第2条 お客様が非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるためには、当該非課税の特例の適用を受けようとする年の当社が定める日(当社ホームページ等に掲示)までに、当社に対して租税特別措置法第37条の14第5項第1号、第10項及び第19項に基づき「非課税口座開設届出書」(既に当社以外の証券会社又は金融機関において非課税口座を開設しており、新たに当社に非課税口座を開設しようとする場合には、「非課税口座開設届出書」に加えて「非課税口座廃止通知書」又は「勘定廃止通知書」、既に当社に非課税口座を開設している場合で当該非課税口座に勘定を設定しようとする場合には、「非課税口座廃止通知書」又は「勘定廃止通知書」)を提出するとともに、当社に対して租税特別措置法第37条の11の3第4項に規定する署名用電子証明書等を送信し、又は租税特別措置法施行規則第18条の15の3第24項において準用する租税特別措置法施行規則第18条の12第3項に基づき同項各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める書類を提示して氏名、生年月日、住所及び個人番号(お客様が租税特別措置法施行令第25条の13第32項の規定に該当する場合には、氏名、生年月日及び住所。)を告知し、租税特別措置法その他の法令で定める本人確認を受ける必要があります。</p> <p style="text-align: right;">(略)</p> <p>2~6 (略)</p> <p>7 <u>当社が「非課税口座開設届出書」の提出を受けた日が2024年以降の場合で、当該届出書の非課税口座に設定しようとする勘定の種類等が非課税管理勘定若しくは累積投資勘定に該当するとき、当社は当該届出書を租税特別措置法第9条の8及び第37条の14第1項から第4項の規定の適用を特定非課税管理勘定及び特定累積投資勘定に係るものとして受理します。</u></p> <p>(累積投資勘定の設定)</p> <p>第3条の2 非課税口座に係る非課税の特例の適</p>	<p style="text-align: center;">第1節 非課税口座</p> <p>(非課税口座開設届出書等の提出等)</p> <p>第2条 お客様が非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるためには、当該非課税の特例の適用を受けようとする年の当社が定める日(当社ホームページ等に掲示)までに、当社に対して租税特別措置法第37条の14第5項第1号、第10項及び第19項に基づき「非課税口座開設届出書」(既に当社以外の証券会社又は金融機関において非課税口座を開設しており、新たに当社に非課税口座を開設しようとする場合には、「非課税口座開設届出書」及び「非課税口座廃止通知書」若しくは「勘定廃止通知書」、既に当社に非課税口座を開設している場合で当該非課税口座に勘定を設定しようとする場合には、「非課税口座廃止通知書」又は「勘定廃止通知書」)を提出するとともに、当社に対して租税特別措置法第37条の11の3第4項に規定する署名用電子証明書等を送信し、又は租税特別措置法施行規則第18条の15の3第24項において準用する租税特別措置法施行規則第18条の12第3項に基づき同項各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める書類を提示して氏名、生年月日、住所及び個人番号(お客様が租税特別措置法施行令第25条の13第32項の規定に該当する場合には、氏名、生年月日及び住所。)を告知し、租税特別措置法その他の法令で定める本人確認を受ける必要があります。</p> <p style="text-align: right;">(略)</p> <p>2~6 (略)</p> <p style="text-align: right;">(追加)</p> <p>(累積投資勘定の設定)</p> <p>第3条の2 非課税口座に係る非課税の特例の適</p>

<p>用を受けるための累積投資勘定（この契約に基づき当該口座に記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等につき、当該記載若しくは記録又は保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、2018年から <u>2023年</u>までの各年（非課税管理勘定が設けられる年を除きます。以下、この条において「勘定設定期間内の各年」といいます。）に設けられるものをいいます。以下同じ。）は勘定設定期間内の各年においてのみ設けられます。</p>	<p>用を受けるための累積投資勘定（この契約に基づき当該口座に記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等につき、当該記載若しくは記録又は保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、2018年から <u>2042年</u>までの各年（非課税管理勘定又は<u>特定累積投資勘定</u>が設けられる年を除きます。以下、この条において「勘定設定期間内の各年」といいます。）に設けられるものをいいます。以下同じ。）は勘定設定期間内の各年においてのみ設けられます。</p>
<p>2 (略)</p>	<p>2 (略)</p>
<p>(特定累積投資勘定の設定) 第3条の3 非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるための特定累積投資勘定（この契約に基づき当該口座に記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等につき、当該記載若しくは記録又は保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。）は <u>2024年</u>以後の各年（以下、この条において「勘定設定期間内の各年」といいます。）においてのみ設けられます。</p>	<p>(特定累積投資勘定の設定) 第3条の3 非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるための特定累積投資勘定（この契約に基づき当該口座に記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等につき、当該記載若しくは記録又は保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、<u>2024年から2028年</u>までの各年（累積投資勘定が設けられる年を除きます。以下、この条において「勘定設定期間内の各年」といいます。）に設けられるものをいいます。以下同じ。）は勘定設定期間内の各年においてのみ設けられます。</p>
<p>2 (略)</p>	<p>2 (略)</p>
<p>(非課税管理勘定に受け入れる上場株式等の範囲等) 第5条 当社は、お客様の非課税口座に設けられた非課税管理勘定においては、次に掲げる上場株式等(当該非課税口座が開設されている当社の営業所に係る振替口座簿に記載若しくは記録がされ、又は当該営業所に保管の委託がされているものに限り、租税特別措置法第29条の2第1項本文の適用を受けて取得をした同項に規定する特定新株予約権等に係る上場株式等を除きます。)のみを受け入れます。 (1) 次に掲げる上場株式等で、第3条第2項に基づき非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に受け入れた上場株式等の取得対価の額(イの場合、購入した上場株式等についてはその購入の代価の額をいい、払込みにより取得をした上場株式等についてはその払い込んだ金額をいい、口の移管により受け入れた上場株式等についてはその移管に係る払出し時の金額をいいます。)の合計額が120万円 (2)により受け入れた上場株式等がある場合に</p>	<p>(非課税管理勘定に受け入れる上場株式等の範囲等) 第5条 当社は、お客様の非課税口座に設けられた非課税管理勘定においては、次に掲げる上場株式等(当該非課税口座が開設されている当社の営業所に係る振替口座簿に記載若しくは記録がされ、又は当該営業所に保管の委託がされているものに限り、租税特別措置法第29条の2第1項本文の適用を受けて取得をした同項に規定する特定新株予約権等に係る上場株式等を除きます。)のみを受け入れます。 (1) 次に掲げる上場株式等で、第3条第2項に基づき非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に受け入れた上場株式等の取得対価の額(イの場合、購入した上場株式等についてはその購入の代価の額をいい、払込みにより取得をした上場株式等についてはその払い込んだ金額をいい、口の移管により受け入れた上場株式等についてはその移管に係る払出し時の金額をいいます。)の合計額が120万円 (2)により受け入れた上場株式等がある場合に</p>

は、当該上場株式等の移管に係る払出し時の金額を控除した金額) を超えないもの

イ (略)

ロ 他年分非課税管理勘定(当該非課税管理勘定を設けた非課税口座に係る他の年分の非課税管理勘定又は当該非課税口座が開設されている当社の営業所に開設された未成年者口座(租税特別措置法第37条の14の2第5項第1号に規定する未成年者口座をいいます。以下同じ。)に設けられた未成年者非課税管理勘定(同項第3号に規定する非課税管理勘定をいいます。以下同じ。)をいいます。以下この条において同じ。)から租税特別措置法施行令第25条の13第10項各号の規定に基づき移管がされる上場株式等(2)に掲げるものを除きます。)

(2) (略)

(3) 租税特別措置法施行令第25条の13第12項各号に規定する上場株式等(同施行令同項第10号に掲げる有償増資により取得する上場株式等を除く。)

2 前項各号の規定にかかわらず、当社の定めにより非課税管理勘定の受け入れ対象とならない上場株式等があり、その詳細は当社WEBサイトにてご案内いたします。

(累積投資勘定に受け入れる上場株式等の範囲等)
第5条の2 当社は、お客様の非課税口座に設けられた累積投資勘定においては、お客様が当社と締結した累積投資契約に基づいて取得した次に掲げる上場株式等(租税特別措置法第37条の14第1項第2号イ及びロに掲げる上場株式等のうち、定期的に継続して取得することにより個人の財産形成が促進されるものとして、当該上場株式等(公社債投資信託以外の証券投資信託)に係る委託者指図型投資信託約款(外国投資信託の場合には、委託者指図型投資信託約款に類する書類)において租税特別措置法施行令第25条の13第15項各号の定めがあり、かつ、内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める要件を満たす

は、当該上場株式等の移管に係る払出し時の金額を控除した金額) を超えないもの

イ (略)

ロ 他年分非課税管理勘定(当該非課税管理勘定を設けた当社非課税口座に係る他の年分の非課税管理勘定又は当該非課税口座が開設されている当社の営業所に開設された未成年者口座(租税特別措置法第37条の14の2第5項第1号に規定する未成年者口座をいいます。以下同じ。)に設けられた未成年者非課税管理勘定(同項第3号に規定する非課税管理勘定をいいます。以下同じ。)をいいます。以下この条において同じ。)から租税特別措置法施行令第25条の13第10項各号の規定に基づき移管がされる上場株式等(2)に掲げるものを除きます。)

(2) (略)

(3) 租税特別措置法施行令第25条の13第12項各号に規定する上場株式等

2 非課税管理勘定に受け入れている外国上場株式にコーポレートアクションによる権利処理(株式分割、株式併合、及び無償割当)が発生した場合、原則として、権利処理後の預り区分は非課税口座での預りが継続され、また、新たに割り当てられた株式についても非課税口座での預りとなります。上記以外の権利処理が発生した場合には、非課税口座での預りは継続せず、一般預りへ払い出しいたします。なお、コーポレートアクションによって外国上場株式に単元未満株式が発生した場合、原則としてすべて売却処分のおうえ、その売却代金から諸費用を差し引いてお支払いいたします。

(累積投資勘定に受け入れる上場株式等の範囲等)
第5条の2 当社は、お客様の非課税口座に設けられた累積投資勘定においては、お客様が当社と締結した累積投資契約に基づいて取得した次に掲げる上場株式等(租税特別措置法第37条の14第1項第2号イ及びロに掲げる上場株式等のうち、定期的に継続して取得することにより個人の財産形成が促進されるものとして、当該上場株式等(公社債投資信託以外の証券投資信託)に係る委託者指図型投資信託約款(外国投資信託の場合には、委託者指図型投資信託約款に類する書類)において租税特別措置法施行令第25条の13第15項各号の定めがあり、かつ、内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める要件を満たす

<p>もの（以下、「累積投資上場株式等」といいます。）に限ります。）のみを受け入れます。</p> <p>(1) 第3条の2第2項に基づき累積投資勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に受け入れた上場株式等の取得対価の額（購入した上場株式等についてはその購入の代価の額をいい、払込みにより取得をした上場株式等についてはその払い込んだ金額をいいます。）の合計額が40万円を超えないもの</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p>(2) 租税特別措置法施行令第25条の13第22項において準用する同条第12項第1号、第4号及び第11号に規定する上場株式等</p> <p>(特定累積投資勘定に受け入れる上場株式等の範囲)</p> <p>第5条の3 当社は、お客様の非課税口座に設けられた特定累積投資勘定においては、お客様が当社と締結した累積投資契約に基づいて取得した次に掲げる上場株式等（租税特別措置法第37条の14第1項第2号イ及びロに掲げる上場株式等のうち、定期的に継続して取得することにより個人の財産形成が促進されるものとして、当該上場株式等（公社債投資信託以外の証券投資信託）に係る委託者指図型投資信託約款（外国投資信託の場合には、委託者指図型投資信託約款に類する書類）において租税特別措置法施行令第25条の13第15項各号の定めがあり、かつ、内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める要件を満たすものに限る）のみを受け入れます。</p> <p>(1) 第3条の3第2項に基づき特定累積投資勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に受け入れた上場株式等の取得対価の額（購入した上場株式等についてはその購入の代価をいい、払込みにより取得をした上場株式等についてはその払い込んだ金額をいいます。）の合計額が120万円を超えないもの（当該上場株式等を当該特定累積投資勘定に受け入れた場</p>	<p>もの（以下、「累積投資上場株式等」といいます。）に限ります。）のみを受け入れます。</p> <p>(1) 第3条の2第2項に基づき累積投資勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に受け入れた上場株式等の取得対価の額（購入した上場株式等についてはその購入の代価の額をいい、払込みにより取得をした上場株式等についてはその払い込んだ金額をいいます。）の合計額が40万円（(2)に掲げる上場株式等がある場合には、当該上場株式等の租税特別措置法施行令第25条の13第22項に規定する取得に要した金額を控除した金額）を超えないもの</p> <p>(2) 租税特別措置法施行令第25条の13第23項により読み替えて準用する同条第10項第1号の規定に基づき、他年分特定累積投資勘定（当該累積投資勘定を設けた口座に係る他の年分の特定累積投資勘定をいいます。）から当該他年分特定累積投資勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過した日に、同日に設けられる累積投資勘定に移管がされる上場株式等</p> <p>(3) 租税特別措置法施行令第25条の13第24項において準用する同条第12項第1号、第4号及び第11号に規定する上場株式等</p> <p>(特定累積投資勘定に受け入れる上場株式等の範囲)</p> <p>第5条の3 当社は、お客様の非課税口座に設けられた特定累積投資勘定においては、お客様が当社と締結した累積投資契約に基づいて取得した次に掲げる累積投資上場株式等のみを受け入れます。</p> <p>(1) 第3条の3第2項に基づき特定累積投資勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に受け入れた上場株式等の取得対価の額（購入した上場株式等についてはその購入の代価をいい、払込みにより取得をした上場株式等についてはその払い込んだ金額をいいます。）の合計額が20万円（第5条の4第1項第2号に掲げる上場株式等がある場合であって、当該上場</p>
--	---

<p>合に、当該合計額、同年において特定非課税管理勘定に受け入れている買付けの委託等により取得した上場株式等の取得対価の額の合計額及び特定累積投資勘定基準額（特定累積投資勘定及び特定非課税管理勘定に前年に受け入れている上場株式等の購入の代価の額等をいう。）の合計額が 1,800 万円を超えることとなることにおける当該上場株式等を除く。）</p> <p>(2) 租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 29 項において準用する同条第 12 項第 1 号、第 4 号及び第 11 号に規定する上場株式等</p> <p>(特定非課税管理勘定に受け入れる上場株式等の範囲)</p> <p>第 5 条の 4 当社は、お客様の非課税口座に設けられた特定非課税管理勘定においては、次に掲げる上場株式等（当該非課税口座が開設されている当社の営業所にかかる振替口座簿に記載若しくは記録がされ、又は当該営業所に保管の委託がされるものに限り、租税特別措置法第 29 条の 2 第 1 項本文の適用を受けて取得をした同項に規定する特定新株予約権に係る上場株式等及び第 2 項に掲げるものを除きます。）のみを受け入れます。</p> <p>(1) 特定非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の 12 月 31 日までの間に当社への買付けの委託（当該買付けの委託の媒介、取次ぎ又は代理を含みます。）により取得をした上場株式等、当社から取得した上場株式等又は当社が行う上場株式等の募集（金融商品取引法第 2 条第 3 項に規定する有価証券の募集に該当するものに限ります。）により取得をした上場株式等で、その取得後直ちに非課税口座に受け入れられるもので、受け入れた上場株式等の取得対価の額（購入した上場株式等についてはその購入の代価をいい、払込みにより取得をした上場株式等についてはその払い込んだ金額をいいます。）の合計額が 240 万円を超えないもの（当該上場株式等を当該特定非課税管理勘定に受け入れた場合において、次に掲げる場合に該当することとなることにおける当該上場株式等を除く。）</p> <p>1 当該合計額及び特定非課税管理勘定基準額（特定非課税管理勘定に前年に受け入れている上場株式等の購入の代価の額等をいう。）の合計額が 1,200 万円を超える場合</p>	<p>株式等の移管に係る払出し時の金額から 102 万円を控除した金額が 0 を超えるときは、当該超える部分の金額を控除した金額）を超えないもの</p> <p>(2) 租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 28 項において準用する同条第 12 項第 1 号、第 4 号及び第 11 号に規定する上場株式等</p> <p>(特定非課税管理勘定に受け入れる上場株式等の範囲)</p> <p>第 5 条の 4 当社は、お客様の非課税口座に設けられた特定非課税管理勘定においては、次に掲げる上場株式等（当該非課税口座が開設されている当社の営業所にかかる振替口座簿に記載若しくは記録がされ、又は当該営業所に保管の委託がされるものに限り、租税特別措置法第 29 条の 2 第 1 項本文の適用を受けて取得をした同項に規定する特定新株予約権に係る上場株式等及び第 2 項に掲げるものを除きます。）のみを受け入れます。</p> <p>(1) 次に掲げる上場株式等で、第 3 条の 4 に基づき特定非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の 12 月 31 日までの間に受け入れた上場株式等の取得対価の額（購入した上場株式等についてはその購入の代価をいい、払込みにより取得をした上場株式等についてはその払い込んだ金額をいい、口の移管により受け入れた上場株式等についてはその移管に係る払出し時の金額をいいます。）の合計額が 102 万円（(2)に掲げる上場株式等がある場合には、当該上場株式等の移管に係る払出し時の金額を控除した金額）を超えないもの</p> <p>1 特定非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の 12 月 31 日までの間に当社への買付けの委託（当該買付けの委託の媒介、取次ぎ又は代理を含みます。）により取得をした上場株式等、当社から取得した上場株式等又は当社が行う上場株式等の募集（金融商品取引法第 2 条第 3 項に規定する有価証券の募集に該当するものに</p>
--	---

<p>□ <u>当該期間内の取得対価の合計額、その年において特定累積投資勘定に受け入れている買付けの委託等により取得した上場株式等の取得対価の額の合計額及び特定累積投資勘定基準額の合計額が 1,800 万円を超える場合</u></p> <p>(削除)</p> <p>(2) <u>租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 31 項において準用する同条第 12 項各号に規定する上場株式等（同施行令同項第 10 号に掲げる有償増資により取得する上場株式等を除く。）</u></p> <p>2 <u>特定非課税管理勘定には、次の各号に定める上場株式等を受け入れることができません。</u></p> <p>(1) <u>その上場株式等が上場されている金融商品取引法第 2 条第 16 項に規定する金融商品取引所の定める規則に基づき、当該金融商品取引所への上場を廃止することが決定された銘柄又は上場を廃止するおそれがある銘柄として指定されているもの</u></p> <p>(2) <u>公社債投資信託以外の証券投資信託の受益権、投資信託および投資法人に関する法律第 2 条第 14 項に規定する投資口又は特定受益証券発行信託の受益権で、同法第 4 条第 1 項に規定する委託者指図型投資信託約款（外国投資信託である場合には、当該委託者指図型投資信託約款に類する書類）、同法第 67 条第 1 項に規定する規約（外国投資法人の社員の地位である場合には、当該規</u></p>	<p><u>限ります。）により取得をした上場株式等で、その取得後直ちに非課税口座に受け入れられるもの</u></p> <p>□ <u>当該特定非課税管理勘定を設けた非課税口座に係る他の年分の非課税管理勘定、特定非課税管理勘定又は当該非課税口座が開設されている当社の営業所に開設された未成年者口座に設けられた未成年者非課税管理勘定若しくは租税特別措置法第 37 条の 14 の 2 第 5 項第 4 号に規定する継続管理勘定から租税特別措置法第 25 条の 13 第 29 項各号の規定に基づき移管がされる上場株式等（(2)に掲げるものを除きます。）</u></p> <p>(2) <u>租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 30 項により読み替えて準用する同条第 29 項各号（同項第 1 号、第 3 号及び第 4 号に係る部分に限る。）の規定に基づき、他年分非課税管理勘定（特定非課税管理勘定を設けた非課税口座に係る他の年分の非課税管理勘定又は当該非課税口座が開設されている当社の営業所に開設された未成年者口座に設けられた未成年者非課税管理勘定若しくは継続管理勘定をいいます。）から、当該他年分非課税管理勘定が設けられた日の属する年の 1 月 1 日から 5 年が経過した日（当該他年分非課税管理勘定が継続管理勘定である場合には、お客様がその年 1 月 1 日において 18 歳である年の前年 12 月 31 日の翌日）に移管がされる上場株式等</u></p> <p>(3) <u>租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 31 項において準用する同条第 12 項各号に規定する上場株式等</u></p> <p>2 <u>特定非課税管理勘定には、お客様の区分に応じそれぞれ次の(1)又は(2)及び(3)に定める上場株式等を受け入れることができません。</u></p> <p>(1) (2)以外のお客様</p> <p>第 1 項第 1 号イに掲げる上場株式等で次のいずれかに該当するもの</p> <p>イ <u>特定非課税管理勘定に当該上場株式等を受け入れようとする日以前 6 カ月以内にその者のその年分の特定累積投資勘定において上場株式等を受け入れていない場合に取得をしたもの</u></p> <p>□ <u>その上場株式等が上場されている金融商品取引法第 2 条第 16 項に規定する金融商品取引所の定める規則に基づき、当該金融商品取引所への上場を廃止することが決定された銘柄又は上場を廃止するおそれがある銘柄として指定されているもの</u></p> <p>ハ <u>公社債投資信託以外の証券投資信託の受益</u></p>
--	---

<p><u>約に類する書類）又は信託法第3条第1号に規定する信託契約において法人税法第61条の5第1項に規定するデリバティブ取引に係る権利に対する投資（租税特別措置法第25条の13第15項第2号に規定する目的によるものを除きます。）として運用を行うこととされていることその他の内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める事項が定められているもの</u></p> <p><u>(3) 公社債投資信託以外の証券投資信託の受益権で委託者指図型投資信託約款（外国投資信託である場合には、当該委託者指図型投資信託約款に類する書類）に租税特別措置法施行令第25条の13第15項第1号及び第3号の定めがあるもの以外のもの</u></p>	<p><u>権、投資信託および投資法人に関する法律第2条第14項に規定する投資口又は特定受益証券発行信託の受益権で、同法第4条第1項に規定する委託者指図型投資信託約款（外国投資信託である場合には、当該委託者指図型投資信託約款に類する書類）、同法第67条第1項に規定する規約（外国投資法人の社員の地位である場合には、当該規約に類する書類）又は信託法第3条第1号に規定する信託契約において法人税法第61条の5第1項に規定するデリバティブ取引に係る権利に対する投資（租税特別措置法第25条の13第15項第2号に規定する目的によるものを除きます。）として運用を行うこととされていることその他の内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める事項が定められているもの</u></p> <p><u>(2) お客様が租税特別措置法施行令第25条の13第25項第4号口に規定する特定個人に該当する場合に、当社に対して「特定累積投資上場株式等受入選択不適用届出書」の提出をしたお客様（不適用届出書の提出をされた後に、当社に対して「特定累積投資上場株式等受入選択申出書」を提出されたお客様を除きます。）</u></p> <p><u>第1項第1号イに掲げる上場株式等のうち、株式（投資口及び(1)口に掲げる上場株式等に該当するものを除きます。）以外のもの</u></p> <p><u>(3) 第1項第1号ロ又は第2号の移管により受入れをしようとする上場株式等のうち、同条第2項第1号ロ及びハに掲げる上場株式等に該当するもの</u></p>
<p><u>3 第1項及び第2項の規定の他、当社の定めにより特定非課税管理勘定の受け入れ対象とならない上場株式等があり、その詳細は当社WEBサイトにてご案内いたします。</u></p>	<p>(追加)</p>
<p><u>(監理銘柄、整理銘柄に指定された場合の取扱い)</u></p> <p><u>第5条の5 第5条の4第2項第1号に掲げる上場株式等に指定された場合は、次の各号に定めるところにより取扱うものとします。</u></p> <p><u>(1) 指定の公表以後、当社及び当社に指定情報等の情報提供を行う者が検知し、公表された指定期間に於いて当社が制限した期間は、特定非課税管理勘定による当該上場株式等の買付注文の受託を停止又は取り消し、お客様からの注文を失効いたします。</u></p> <p><u>(2) 指定の公表を当社及び指定情報配信元が検知できず、当該上場株式等が特定非課税管理勘定に受け入れてしまった場合、当該上場株式等は一般預りで受け入れたこととして取扱うものとし</u></p>	<p>(追加)</p>

ます。

(譲渡の方法)

第7条 非課税管理勘定において振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託がされている上場株式等の譲渡は、当社への売委託による方法、当社に対して譲渡する方法、上場株式等を発行した法人に対して会社法第192条第1項の規定に基づいて行う同項に規定する単元未満株式の譲渡について、同項に規定する請求を当社の営業所を経由して行う方法又は租税特別措置法第37条の10第3項第4号又は第37条の11第4項第1号若しくは第2号に規定する事由による上場株式等の譲渡について、当該譲渡に係る金銭及び金銭以外の資産の交付が当社の営業所を経由して行われる方法のいずれかの方法により行います。

2~3

(略)

(非課税口座内上場株式等の払出しに関する通知)
第8条

1

(略)

2 租税特別措置法第37条の14第4項各号に掲げる事由により、累積投資勘定からの上場株式等の全部又は一部の払出し（振替によるものを含むものとし、租税特別措置法施行令第25条の13第22項において準用する同条第12項第1号、第4号及び第11号に規定する事由に係るもの並びに特定口座への移管に係るものを除きます。）があった場合（同項第1号、第4号及び第11号に規定する事由により取得する上場株式等で累積投資勘定に受け入れなかったものであって、累積投資勘定に受け入れた後直ちに当該累積投資勘定が設けられた非課税口座から他の保管口座への移管による払出しがあったものとみなされるものを含みます。）には、当社は、お客様（相続又は遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）による払出しがあった場合には、当該相続又は遺贈により当該口座に係る非課税口座内上場株式等であった上場株式等を取扱った者）に対し、当該払出しがあった上場株式等の租税特別措置法第37条の14第4項に規定する払出し時の金額及び数、その払出しに係る同項各号に掲げる事由及びその事由が生じた日等を書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知いたします。

3 租税特別措置法第37条の14第4項各号に

(譲渡の方法)

第7条 非課税管理勘定において振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託がされている上場株式等の譲渡、当社への売委託による方法、当社に対して譲渡する方法、上場株式等を発行した法人に対して会社法第192条第1項の規定に基づいて行う同項に規定する単元未満株式の譲渡について、同項に規定する請求を当社の営業所を経由して行われる方法又は租税特別措置法第37条の10第3項第4号又は第37条の11第4項第1号若しくは第2号に規定する事由による上場株式等の譲渡について、当該譲渡に係る金銭及び金銭以外の資産の交付が当社の営業所を経由して行われる方法のいずれかの方法により行います。

2~3

(略)

(非課税口座内上場株式等の払出しに関する通知)
第8条

1

(略)

2 租税特別措置法第37条の14第4項各号に掲げる事由により、累積投資勘定からの上場株式等の全部又は一部の払出し（振替によるものを含むものとし、租税特別措置法施行令第25条の13第24項において準用する同条第12項第1号、第4号及び第11号に規定する事由に係るもの並びに特定口座への移管に係るものを除きます。）があった場合（同項第1号、第4号及び第11号に規定する事由により取得する上場株式等で累積投資勘定に受け入れなかったものであって、累積投資勘定に受け入れた後直ちに当該累積投資勘定が設けられた非課税口座から他の保管口座への移管による払出しがあったものとみなされるものを含みます。）には、当社は、お客様（相続又は遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）による払出しがあった場合には、当該相続又は遺贈により当該口座に係る非課税口座内上場株式等であった上場株式等を取扱った者）に対し、当該払出しがあった上場株式等の租税特別措置法第37条の14第4項に規定する払出し時の金額及び数、その払出しに係る同項各号に掲げる事由及びその事由が生じた日等を書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知いたします。

3 租税特別措置法第37条の14第4項各号に

掲げる事由により、特定累積投資勘定からの上場株式等の全部又は一部の払出し（振替によるものを含むものとし、租税特別措置法施行令第25条の13第29項において準用する同条第12項第1号、第4号及び第11号に規定する事由に係るもの並びに特定口座への移管に係るものを除きます。）があった場合（同項第1号、第4号及び第11号に規定する事由により取得する上場株式等で特定累積投資勘定に受け入れなかったものであって、特定累積投資勘定に受け入れた後直ちに当該特定累積投資勘定が設けられた非課税口座から他の保管口座への移管による払出しがあったものとみなされるものを含みます。）には、当社は、お客様（相続又は遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）による払出しがあった場合には、当該相続又は遺贈により当該口座に係る非課税口座内上場株式等であった上場株式等を取扱した者）に対し、当該払出しがあった上場株式等の租税特別措置法第37条の14第4項に規定する払出し時の金額及び数、その払出しに係る同項各号に掲げる事由及びその事由が生じた日等を書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知いたします。

4 租税特別措置法第37条の14第4項各号に掲げる事由により、特定非課税管理勘定からの上場株式等の全部又は一部の払出し（振替によるものを含むものとし、租税特別措置法施行令第25条の13第31項において準用する租税特別措置法施行令第25条の13第12項各号に規定する事由に係るもの並びに特定口座への移管に係るものを除きます。）があった場合（同項各号に規定する事由により取得する上場株式等で特定非課税管理勘定に受け入れなかったものであって、特定非課税管理勘定に受け入れた後直ちに当該特定非課税管理勘定が設けられた非課税口座から他の保管口座への移管による払出しがあったものとみなされるものを含みます。）には、当社は、お客様（相続又は遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）による払出しがあった場合には、当該相続又は遺贈により当該口座に係る非課税口座内上場株式等であった上場株式等を取扱した者）に対し、当該払出しがあった上場株式等の租税特別措置法第37条の14第4項に規定する払出し時の金額及び数、その払出しに係る同項各号に掲げる事由及びその事由が生じた日等を書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用

掲げる事由により、特定累積投資勘定からの上場株式等の全部又は一部の払出し（振替によるものを含むものとし、租税特別措置法施行令第25条の13第28項において準用する同条第12項第1号、第4号及び第11号に規定する事由に係るもの並びに特定口座への移管に係るものを除きます。）があった場合（同項第1号、第4号及び第11号に規定する事由により取得する上場株式等で特定累積投資勘定に受け入れなかったものであって、特定累積投資勘定に受け入れた後直ちに当該特定累積投資勘定が設けられた非課税口座から他の保管口座への移管による払出しがあったものとみなされるものを含みます。）には、当社は、お客様（相続又は遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）による払出しがあった場合には、当該相続又は遺贈により当該口座に係る非課税口座内上場株式等であった上場株式等を取扱した者）に対し、当該払出しがあった上場株式等の租税特別措置法第37条の14第4項に規定する払出し時の金額及び数、その払出しに係る同項各号に掲げる事由及びその事由が生じた日等を書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知いたします。

4 租税特別措置法第37条の14第4項各号に掲げる事由により、特定非課税管理勘定からの上場株式等の全部又は一部の払出し（振替によるものを含むものとし、第5条の4第1項第1号口及び第2号に規定する移管に係るもの、租税特別措置法施行令第25条の13第31項において準用する租税特別措置法施行令第25条の13第12項各号に規定する事由に係るもの並びに特定口座への移管に係るものを除きます。）があった場合（同項各号に規定する事由により取得する上場株式等で特定非課税管理勘定に受け入れなかったものであって、特定非課税管理勘定に受け入れた後直ちに当該特定非課税管理勘定が設けられた非課税口座から他の保管口座への移管による払出しがあったものとみなされるものを含みます。）には、当社は、お客様（相続又は遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）による払出しがあった場合には、当該相続又は遺贈により当該口座に係る非課税口座内上場株式等であった上場株式等を取扱した者）に対し、当該払出しがあった上場株式等の租税特別措置法第37条の14第4項に規定する払出し時の金額及び数、その払出しに係る同項各号に掲げる事由及びその事由が生じた日等を書面又は電

<p>する方法により通知いたします。</p> <p>5 (略)</p> <p>(非課税管理勘定終了時の取扱い)</p> <p>第9条</p> <p>1 (略)</p> <p>2 前項の終了時点で、非課税管理勘定に係る上場株式等は、次の各号に掲げる場合に應じ、当該各号に定めるところにより取扱うものとします。</p> <p>(削除)</p> <p>(1) お客様から非課税管理勘定の終了する年の当社が定める日(当社ホームページ等に掲示)までに当社に対して租税特別措置法施行令第25条の13第8項第2号に規定する書類の提出があった場合又はお客様が当社に特定口座を開設していない場合 一般口座への移管</p> <p>(2) 前号に掲げる場合以外の場合 特定口座への移管</p> <p>(削除)</p>	<p>子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知いたします。</p> <p>5 (略)</p> <p>(非課税管理勘定終了時の取扱い)</p> <p>第9条</p> <p>1 (略)</p> <p>2 前項の終了時点で、非課税管理勘定に係る上場株式等は、次の各号に掲げる場合に應じ、当該各号に定めるところにより取扱うものとします。</p> <p><u>(1) お客様から非課税管理勘定の終了する年の当社が定める日(当社ホームページ等に掲示)までに当社に対して第5条第1項第2号の移管を行う旨その他必要事項を記載した「非課税口座内上場株式等移管依頼書」の提出があった場合 非課税口座に新たに設けられる非課税管理勘定又は特定非課税管理勘定への移管</u></p> <p><u>(2) お客様から非課税管理勘定の終了する年の当社が定める日(当社ホームページ等に掲示)までに当社に対して租税特別措置法施行令第25条の13第8項第2号に規定する書類の提出があった場合又はお客様が当社に特定口座を開設していない場合 一般口座への移管</u></p> <p><u>(3) 前各号に掲げる場合以外の場合 特定口座への移管</u></p> <p><u>(特定累積投資勘定終了時の取扱い)</u></p> <p><u>第9条の3 本約款に基づき非課税口座に設定した特定累積投資勘定は当該特定累積投資勘定を設けた日から同日の属する年の1月1日以降5年を経過する日に終了いたします(第2条第6項又は租税特別措置法施行令第25条の13の2第3項の規定により廃止した特定累積投資勘定を除きます。)</u></p> <p><u>2 前項の終了時点で、特定累積投資勘定に係る上場株式等は、次の各号に掲げる場合に應じ、当該各号に定めるところにより取扱うものとします。</u></p> <p><u>(1) お客様から特定累積投資勘定の終了する年の当社が定める日(当社ホームページ等に掲示)までに当社に対して第5条の2第1項第2号の移管を行う旨その他必要事項を記載した「非課税口座内上場株式等移管依頼書」の提出があった場合 非課税口座に新たに設けられる累積投資勘定への移管</u></p> <p><u>(2) お客様から特定累積投資勘定の終了する年の当社が定める日(当社ホームページ等に掲示)までに当社に対して租税特別措置法施行令第25条</u></p>
---	--

(削除)

の 13 第 26 項において準用する租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 8 項第 2 号に規定する書類の提出があった場合又はお客様が当社に特定口座を開設していない場合 一般口座への移管
(3) 前各号に掲げる場合以外の場合 特定口座への移管

(特定非課税管理勘定終了時の取扱い)

第 9 条の 4 本約款に基づき非課税口座に設定した特定非課税管理勘定は当該特定非課税管理勘定を設けた日から同日の属する年の 1 月 1 日以降 5 年を経過する日に終了いたします (第 2 条第 6 項又は租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 2 第 3 項の規定により廃止した特定非課税管理勘定を除きます。)

2 前項の終了時点で、特定非課税管理勘定に係る上場株式等は、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定めるところにより取扱うものとします。

(1) お客様から非課税管理勘定の終了する年の当社が定める日(当社ホームページ等に掲示)までに当社に対して租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 26 項において準用する租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 8 項第 2 号に規定する書類の提出があった場合又はお客様が当社に特定口座を開設していない場合 一般口座への移管

(2) 前各号に掲げる場合以外の場合 特定口座への移管

(累積投資勘定を設定した場合の所在地確認)

第 10 条 当社は、お客様から提出を受けた第 2 条第 1 項の「非課税口座開設届出書」(「非課税口座開設届出書」の提出後に氏名又は住所の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出があった場合には、当該「非課税口座異動届出書」をいいます。)に記載又は記録されたお客様の氏名及び住所が、次の各号に掲げる場合の区分に応じて当該各号に定める事項と同じであることを、基準経過日(お客様が初めて非課税口座に累積投資勘定を設けた日から 10 年を経過した日及び同日の翌日以後 5 年を経過した日ごとの日をいいます。)から 1 年を経過する日までの間(以下「確認期間」といいます。)に確認いたします。ただし、当該確認期間内にお客様から氏名、住所又は個人番号の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出を受けた場合を除きます。

(1) 当社がお客様から租税特別措置法施行規則第 18 条の 15 の 3 第 6 項に規定する住所等確認

(累積投資勘定を設定した場合の所在地確認)

第 10 条 当社は、お客様から提出を受けた第 2 条第 1 項の「非課税口座開設届出書」(「非課税口座開設届出書」の提出後に氏名又は住所の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出があった場合には、当該「非課税口座異動届出書」をいいます。)に記載又は記録されたお客様の氏名及び住所が、次の各号に掲げる場合の区分に応じて当該各号に定める事項と同じであることを、基準経過日(お客様が初めて非課税口座に累積投資勘定を設けた日から 10 年を経過した日及び同日の翌日以後 5 年を経過した日ごとの日をいいます。)から 1 年を経過する日までの間(以下「確認期間」といいます。)に確認いたします。ただし、当該確認期間内にお客様から氏名、住所又は個人番号の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出を受けた場合を除きます。

(1) 当社がお客様から租税特別措置法施行規則第 18 条の 12 第 4 項に規定する住所等確認書類

<p>書類の提示又はお客様の同条第7項に規定する署名用電子証明書等の送信を受け、当該基準経過日における氏名及び住所の告知を受けた場合当該住所等確認書類又は特定署名用電子証明書等に記載又は記録がされた当該基準経過日における氏名及び住所</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 前項の場合において、確認期間内にお客様の基準経過日における氏名及び住所が確認できなかった場合（第1項ただし書の規定の適用があるお客様を除きます。）には、当該確認期間の終了の日の翌日以後、お客様の非課税口座に係る累積投資勘定に上場株式等の受入れを行うことはできなくなります。</p> <p>(略)</p> <p><u>(特定累積投資勘定を設定した場合の所在地確認)</u></p> <p><u>第10条の2 当社は、お客様から提出を受けた第2条第1項の「非課税口座開設届出書」(「非課税口座開設届出書」の提出後に氏名又は住所の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出があった場合には、当該「非課税口座異動届出書」をいいます。)に記載又は記録されたお客様の氏名及び住所が、次の各号に掲げる場合の区分に応じて当該各号に定める事項と同じであることを、基準経過日（お客様が初めて非課税口座に特定累積投資勘定を設けた日から10年を経過した日及び同日の翌日以後5年を経過した日ごとの日をいいます。）から1年を経過する日までの間（以下「確認期間」といいます。）に確認いたします。ただし、当該確認期間内にお客様から氏名、住所又は個人番号の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出を受けた場合を除きます。</u></p> <p><u>(1) 当社がお客様から租税特別措置法施行規則第18条の15の3第6項に規定する住所等確認書類の提示又はお客様の同条第7項に規定する署名用電子証明書等の送信を受け、当該基準経過日における氏名及び住所の告知を受けた場合当該住所等確認書類又は署名用電子証明書等に記載又は記録がされた当該基準経過日における氏名及び住所</u></p> <p><u>(2) 当社からお客様に対して書類を郵送し、当該書類にお客様が当該基準経過日における氏名及び住所を記載して、当社に対して提出した場合お客様が当該書類に記載した氏名及び住所</u></p> <p>2 前項の場合において、確認期間内にお客様の基準経過日における氏名及び住所が確認できな</p>	<p>の提示又はお客様の租税特別措置法施行令第25条の13第8項第2号に規定する特定署名用電子証明書等の送信を受け、当該基準経過日における氏名及び住所の告知を受けた場合 当該住所等確認書類又は特定署名用電子証明書等に記載又は記録がされた当該基準経過日における氏名及び住所</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 前項の場合において、確認期間内にお客様の基準経過日における氏名及び住所が確認できなかった場合（第1項ただし書の規定の適用があるお客様を除きます。）には、当該確認期間の終了の日の翌日以降、お客様の非課税口座に係る累積投資勘定に上場株式等の受入れを行うことはできなくなります。</p> <p>(略)</p> <p>(追加)</p>
---	---

年者口座廃止通知書」を交付します。

(非課税管理勘定及び継続管理勘定の設定)

第 16 条 未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けるための非課税管理勘定（この約款に基づき振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等（租税特別措置法第 37 条の 14 第 1 項第 1 号に規定する上場株式等をいいます。この約款の第 28 条から第 30 条、第 32 条及び第 38 条第 1 項を除き、以下同じ。）（以下、「未成年者口座内上場株式等」といいます。）につき、当該記載若しくは記録又は保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。）は、2016 年から 2023 年までの各年（お客様がその年の 1 月 1 日において 18 歳未満である年及び出生した日の属する年に限ります。）の 1 月 1 日に設けられます。

2 (略)

3 未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けるための継続管理勘定（この約款に基づき振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等につき、当該記載若しくは記録又は保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。）は、2024 年から 2028 年までの各年（お客様がその年の 1 月 1 日において 18 歳未満である年に限ります。）の 1 月 1 日に設けられます。

(未成年者口座に受け入れる上場株式等の範囲等)

第 18 条 当社は、お客様の未成年者口座に設けられた非課税管理勘定においては、次に掲げる上場株式等（租税特別措置法第 29 条の 2 第 1 項本文の規定の適用を受けて取得した同項に規定する特定新株予約権等に係る上場株式等を除きます。）のみを受け入れます。

(1) (略)

(2) 租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 8 第 4 項により読み替えて準用する同条第 3 項の規定に基づき、他の年分の非課税管理勘定から、当該他の年分の非課税管理勘定が設けられた日の属する年の 1 月 1 日から 5 年を経過する日（以下「5 年経過日」といいます。）の翌日に設けられる非課税管理勘定に移管がされる上場株式等（この場合、5 年経過日の属する年の当社が定める日（当社ホームページ等に掲示）までに「未成年者口座内上場株式等移管依頼書」を提出してく

年者口座廃止通知書」を交付します。

(非課税管理勘定及び継続管理勘定の設定)

第 16 条 未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けるための非課税管理勘定（この約款に基づき振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等（租税特別措置法第 37 条の 14 第 1 項第 1 号に規定する上場株式等をいいます。この約款の第 28 条から第 30 条、第 32 条及び第 38 条第 1 項を除き、以下同じ。）（以下、「未成年者口座内上場株式等」といいます。）につき、当該記載若しくは記録又は保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。）は、2016 年から 2023 年までの各年（お客様がその年の 1 月 1 日において 20 歳未満である年及び出生した日の属する年に限ります。）の 1 月 1 日に設けられます。

2 (略)

3 未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けるための継続管理勘定（この約款に基づき振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等につき、当該記載若しくは記録又は保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。）は、2024 年から 2028 年までの各年（お客様がその年の 1 月 1 日において 20 歳未満である年に限ります。）の 1 月 1 日に設けられます。

(未成年者口座に受け入れる上場株式等の範囲等)

第 18 条 当社は、お客様の未成年者口座に設けられた非課税管理勘定においては、次に掲げる上場株式等（租税特別措置法第 29 条の 2 第 1 項本文の規定の適用を受けて取得した同項に規定する特定新株予約権等に係る上場株式等を除きます。）のみを受け入れます。

(1) (略)

(2) 租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 8 第 4 項により読み替えて準用する同条第 3 項の規定に基づき、他の年分の非課税管理勘定から、当該他の年分の非課税管理勘定が設けられた日の属する年の 1 月 1 日から 5 年を経過する日（以下「5 年経過日」といいます。）の翌日に、同日に設けられる非課税管理勘定に移管がされる上場株式等（この場合、5 年経過日の属する年の当社が定める日（当社ホームページ等に掲示）までに「未成年者口座内上場株式等移管依頼書」を提

<p>ださい。)</p> <p>(3) (略)</p> <p>2 当社は、お客様の未成年者口座に設けられた継続管理勘定においては、次に掲げる上場株式等のみを受け入れます。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 8 第 4 項により読み替えて準用する同条第 3 項の規定に基づき、お客様の未成年者口座に設けられた非課税管理勘定から、当該非課税管理勘定に係る 5 年経過日の翌日に設けられる継続管理勘定に移管がされる上場株式等</p> <p>(3) (略)</p> <p>3 <u>第 1 項及び第 2 項の規定の他、当社の定めにより本条における非課税管理勘定又は継続管理勘定の受け入れ対象とならない上場株式等があり、その詳細は当社 WEB サイトにてご案内いたします。</u></p> <p>(課税未成年者口座等への移管)</p> <p>第 20 条 未成年者口座から課税未成年者口座又は他の保管口座への移管は、次に定める取扱いとなります。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) お客様がその年の 1 月 1 日において <u>18 歳</u> である年の前年 12 月 31 日において有する継続管理勘定に係る上場株式等 同日の翌日を行う他の保管口座への移管</p> <p>2 (略)</p> <p>(継続管理勘定等への移管)</p> <p><u>第 20 条の 2 非課税管理勘定が設けられている未成年者口座において、当該非課税管理勘定に係る 5 年経過日の翌日に当該未成年者口座に継続管理勘定が設けられる場合には、同日に当該非課税管理勘定に係る未成年者口座内上場株式等を当該非課税管理勘定から当該継続管理勘定に移</u></p>	<p>出してください。)</p> <p>(3) (略)</p> <p>2 当社は、お客様の未成年者口座に設けられた継続管理勘定においては、次に掲げる上場株式等のみを受け入れます。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 8 第 4 項により読み替えて準用する同条第 3 項の規定に基づき、お客様の未成年者口座に設けられた非課税管理勘定から、当該非課税管理勘定に係る 5 年経過日の翌日に、<u>同日に設けられる継続管理勘定に移管がされる上場株式等 (この場合、5 年経過日の属する年の当社が定める日 (当社ホームページ等に掲示) までに「未成年者口座内上場株式等移管依頼書」を提出してください。)</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>3 <u>未成年者口座に受け入れている外国上場株式にコーポレートアクションによる権利処理 (株式分割、株式併合、及び無償割当) が発生した場合、原則として、権利処理後の預り区分は非課税口座での預りが継続され、また、新たに割り当てられた株式についても非課税口座での預りとなります。上記以外の権利処理が発生した場合には、非課税口座での預りは継続せず、一般預りへ払い出しいたします。なお、コーポレートアクションによって外国上場株式に単元未満株式が発生した場合、原則としてすべて売却処分のため、その売却代金から諸費用を差し引いてお支払いいたします。</u></p> <p>(課税未成年者口座等への移管)</p> <p>第 20 条 未成年者口座から課税未成年者口座又は他の保管口座への移管は、次に定める取扱いとなります。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) お客様がその年の 1 月 1 日において <u>20 歳</u> である年の前年 12 月 31 日において有する継続管理勘定に係る上場株式等 同日の翌日を行う他の保管口座への移管</p> <p>2 (略)</p> <p>(追加)</p>
---	--

管いたします。

(非課税管理勘定及び継続管理勘定の管理)

第 21 条 非課税管理勘定又は継続管理勘定に記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等は、基準年の前年 12 月 31 日までは、次に定める取扱いとなります。

(1) (略)

(2) 当該上場株式等の第 19 条に規定する方法以外の方法による譲渡（租税特別措置法第 37 条の 11 の 2 第 2 項に規定する譲渡をいいます。以下この約款のこの号及び第 30 条第 2 号において同じ。）で次に掲げる譲渡以外のもの（当該譲渡の対価に係る金銭その他の資産の交付が、当社の営業所を経由して行われないものに限り。）

又は贈与をしないこと

イ 租税特別措置法第 37 条の 10 第 3 項第 1 号から第 3 号まで、第 6 号又は第 7 号に規定する事由による譲渡

□～ホ (略)

(3) (略)

(出国時の取扱い)

第 25 条 お客様が、基準年の前年 12 月 31 日までに、出国により居住者又は恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなる場合には、当社に対してその出国をする日の前日までに、租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 8 第 1 2 項第 4 号に規定する出国移管依頼書の提出をしてください。

2～3 (略)

(課税管理勘定における処理)

第 27 条 課税未成年者口座における上場株式等（租税特別措置法第 37 条の 11 第 2 項に規定する上場株式等をいいます。以下第 28 条から第 30 条及び第 32 条において同じ。）の振替口座簿への記載若しくは記録若しくは保管の委託又は金銭その他の資産の預入れ若しくは預託は、同法第 37 条の 11 の 3 第 3 項第 2 号の規定にかかわらず、当該記載若しくは記録若しくは保管の委託又は預入れ若しくは預託に係る口座に設けられた課税管理勘定（この約款に基づき振替口座簿への記載若しくは記録若しくは保管の委託がされる上場株式等又は預入れ若しくは預託がされる金銭その他の資産につき、当該記載若しくは記録若しくは保管の委託又は預入れ若しくは預託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して

(非課税管理勘定及び継続管理勘定の管理)

第 21 条 非課税管理勘定又は継続管理勘定に記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等は、基準年の前年 12 月 31 日までは、次に定める取扱いとなります。

(1) (略)

(2) 当該上場株式等の第 19 条に規定する方法以外の方法による譲渡（租税特別措置法第 37 条の 11 の 2 第 2 項に規定する譲渡をいいます。以下この約款のこの号及び第 29 条第 2 号において同じ。）で次に掲げる譲渡以外のもの（当該譲渡の対価に係る金銭その他の資産の交付が、当社の営業所を経由して行われないものに限り。）

又は贈与をしないこと

イ 租税特別措置法第 37 条の 10 第 3 項第 1 号から第 3 号まで、第 6 号及び第 7 号に規定する事由による譲渡

□～ホ (略)

(3) (略)

(出国時の取扱い)

第 25 条 お客様が、基準年の前年 12 月 31 日までに、出国により居住者又は恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなる場合には、当社に対してその出国をする日の前日までに、租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 8 第 1 2 項第 2 号に規定する出国移管依頼書の提出をしてください。

2～3 (略)

(課税管理勘定における処理)

第 27 条 課税未成年者口座における上場株式等（租税特別措置法第 37 条の 11 第 2 項に規定する上場株式等をいいます。以下第 27 条から第 29 条及び第 31 条において同じ。）の振替口座簿への記載若しくは記録若しくは保管の委託又は金銭その他の資産の預入れ若しくは預託は、同法第 37 条の 11 の 3 第 3 項第 2 号の規定にかかわらず、当該記載若しくは記録若しくは保管の委託又は預入れ若しくは預託に係る口座に設けられた課税管理勘定（この約款に基づき振替口座簿への記載若しくは記録若しくは保管の委託がされる上場株式等又は預入れ若しくは預託がされる金銭その他の資産につき、当該記載若しくは記録若しくは保管の委託又は預入れ若しくは預託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して

行うための勘定をいいます。以下同じ。)において
処理いたします。

(課税管理勘定の金銭等の管理)

第 30 条 課税未成年者口座に記載若しくは記録
又は保管の委託がされる上場株式等及び当該課
税未成年者口座に預入れ又は預託がされる金銭
その他の資産は、お客様の基準年の前年 12 月
31 日までは、次に定める取扱いとなります。

(1) (略)

(2) 当該上場株式等の第 28 条に規定する方法
以外の方法による譲渡で次に掲げる譲渡以外の
もの(当該譲渡の対価に係る金銭その他の資産の
交付が、当社の営業所を経由して行われないもの
に限ります。)又は贈与をしないこと

1~ホ (略)

(3) (略)

(出国時の取扱い)

第 33 条お客様が出国移管依頼書を提出した場
合、その出国の時から帰国の時までの間は、この
約款の第 26 条から第 31 条(第 28 条を除く)
の適用があるものとして取り扱います。

(代理人による取引の届出)

第 35 条

1~2 (略)

3 お客様の法定代理人が未成年者口座及び課税
未成年者口座における取引を行っている場合に
おいて、お客様が成年に達した後も当該法定代
理人が未成年者口座及び課税未成年者口座にお
ける取引を継続しようとする場合には、あらかじ
め当社に対して、その旨の届出を行っていただく
必要があります。

4 (略)

5 お客様の法定代理人以外の代理人が未成年者
口座及び課税未成年者口座において取引を行っ
ている場合において、お客様が成年に達した後も
当該代理人が未成年者口座及び課税未成年者口
座における取引を継続しようとする場合には、あ
らかじめ当社に対して、その旨の届出を行って
いただく必要があります。

(非課税口座のみなし開設)

第 40 条 2024 年以後の各年(その年 1 月 1 日
においてお客様が 18 歳である年に限ります。)
の 1 月 1 日においてお客様が当社に未成年者口

行うための勘定をいいます。以下同じ。)において
処理いたします。

(課税管理勘定の金銭等の管理)

第 30 条 課税未成年者口座に記載若しくは記
録又は保管の委託がされる上場株式等及び当該
課税未成年者口座に預入れ又は預託がされる金
銭その他の資産は、お客様の基準年の前年 12 月
31 日までは、次に定める取扱いとなります。

(1) (略)

(2) 当該上場株式等の第 27 条に規定する方法
以外の方法による譲渡で次に掲げる譲渡以外の
もの(当該譲渡の対価に係る金銭その他の資産の
交付が、当社の営業所を経由して行われないもの
に限ります。)又は贈与をしないこと

1~ホ (略)

(3) (略)

(出国時の取扱い)

第 33 条お客様が出国移管依頼書を提出した場
合、その出国の時から帰国の時までの間は、この
約款の第 26 条から第 31 条(第 28 条及び第
32 条を除く)の適用があるものとして取り扱
います。

(代理人による取引の届出)

第 35 条

1~2 (略)

3 お客様の法定代理人が未成年者口座及び課税
未成年者口座における取引を行っている場合に
おいて、お客様が20 歳に達した後も当該法定代
理人が未成年者口座及び課税未成年者口座にお
ける取引を継続しようとする場合には、あらかじ
め当社に対して、その旨の届出を行っていただく
必要があります。

4 (略)

5 お客様の法定代理人以外の代理人が未成年者
口座及び課税未成年者口座において取引を行っ
ている場合において、お客様が20 歳に達した後
も当該代理人が未成年者口座及び課税未成年者
口座における取引を継続しようとする場合には、
あらかじめ当社に対して、その旨の届出を行っ
ていただく必要があります。

(非課税口座のみなし開設)

第 40 条 2017 年から 2028 年までの各年(そ
の年 1 月 1 日においてお客様が 20 歳である年に
限ります。)の 1 月 1 日においてお客様が当社に

座を開設している場合（出国等により、居住者又は恒久的施設を有する非居住者のいずれにも該当しないこととなっている場合を除きます。）には、当該未成年者口座が開設されている当社の営業所において、同日に租税特別措置法第37条の14第5項第1号に規定する非課税口座が開設されます。

2 前項の場合には、お客様がその年1月1日において18歳である年の同日において、当社に対して非課税口座開設届出書（租税特別措置法第37条の14第5項第1号に規定する非課税口座開設届出書をいいます。）が提出されたものとみなし、かつ、同日において当社とお客様との間で特定非課税累積投資契約（同項第6号に規定する特定非課税累積投資契約をいいます。）が締結されたものとみなします。

第3節 雑則

(契約の解除)

第41条 次の各号の一に該当したときは、この契約は解除されます。

(1)～(3) (略)

(4) 租税特別措置法第37条の14第22項第2号に定める「出国届出書」の提出があったとき
なお、当社においては租税特別措置法第37条の14第22項第1号に定める届出による非課税措置の継続適用の特例には対応しておりません。

(5)～(6) (略)

(7) お客様が出国により居住者又は恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合（お客様が出国の日の前日までに第25条の出国移管依頼書を提出して、基準年の1月1日前に出国した場合を除きます。）に、租税特別措置法第37条の14の2第20項の規定する「未成年者口座廃止届出書」の提出があったものとみなされたとき

(8)～(13) (略)

(個人番号未告知口座の取扱い)

第43条 個人番号未告知等の理由により、お客様の非課税管理口座に2018年以降の非課税管理勘定、累積投資勘定又は特定累積投資勘定が設定されていない場合は、当社が定める日(当社ホームページ等に掲示)に当社に対して「非課税口座廃止届出書」を提出していただいたものとみなし、

未成年者口座を開設している場合（出国等により、居住者又は恒久的施設を有する非居住者のいずれにも該当しないこととなっている場合を除きます。）には、当該未成年者口座が開設されている当社の営業所において、同日に租税特別措置法第37条の14第5項第1号に規定する非課税口座が開設されます。

2 前項の場合には、お客様がその年1月1日において20歳である年の同日において、当社に対して非課税口座開設届出書（租税特別措置法第37条の14第5項第1号に規定する非課税口座開設届出書をいいます。）が提出されたものとみなし、かつ、同日において当社とお客様との間で非課税上場株式等管理契約（同項第2号に規定する非課税上場株式等管理契約をいいます。）又は特定非課税累積投資契約（同項第6号に規定する特定非課税累積投資契約をいいます。）が締結されたものとみなします。

第3節 雑則

(契約の解除)

第41条 次の各号の一に該当したときは、この契約は解除されます。

(1)～(3) (略)

(4) 租税特別措置法第37条の14第22項第2号に定める「出国届出書」の提出があったとき

(5)～(6) (略)

(7) お客様が出国により居住者又は恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合（お客様が出国の日の前日までに第33条の出国移管依頼書を提出して、基準年の1月1日前に出国した場合を除きます。）に、租税特別措置法施行令第25条の13の8第20項の規定する「未成年者口座廃止届出書」の提出があったものとみなされたとき

(8)～(13) (略)

(個人番号未告知口座の取扱い)

第43条 個人番号未告知等の理由により、お客様の非課税管理口座に2018年以降の非課税管理勘定又は累積投資勘定が設定されていない場合は、当社が定める日(当社ホームページ等に掲示)に当社に対して「非課税口座廃止届出書」を提出していただいたものとみなし、同日をもって当

<p>同日をもって当該非課税口座を廃止させていただきます。</p> <p>(削除)</p> <p>(2023年10月)</p>	<p>該非課税口座を廃止させていただきます。</p> <p>(付則)</p> <p><u>成年年齢に係る令和元年度税制改正に伴い、2022年4月1日より、本文中の「19歳」を「17歳」に読み替えます。また、2023年1月1日より、「非課税上場株式等管理、非課税累積投資及び特定非課税累積投資に関する約款」本文中の「20歳」を「18歳」に読み替えます。2023年1月1日時点で19歳、20歳である者は同日に18歳を迎えたものとみなします。</u></p>
---	--

以上